

## 独立行政法人種苗管理センター中期目標

平成23年3月2日

独立行政法人種苗管理センター（以下「センター」という。）は、種苗に関する総合的な業務を行う我が国唯一の機関として、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を主要な業務とし、併せてこれらに関する調査及び研究、植物遺伝資源の保存等を行うことにより、食料の安定供給や我が国農林水産業の発展のための重要な役割を担っているところである。

種苗を取り巻く状況をみると、平成22年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書等が採択され、植物新品種の開発に欠かせない遺伝資源の重要性が世界的に注目されている。

また、知的財産の面をみると、不法に海外に持ち出された新品種が農産物又はその加工品として逆輸入されるなど、新品種の権利の侵害によって、産地に重大な影響を及ぼすおそれが生じており、新品種を核とした農業生産を支援するためには、育成者権の侵害対策が重要となっている。

平成22年12月に成立した「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）では、同法の認定を受けた事業に対し、新品種の品種登録に要する出願料の減免等の特例措置が設けられており、今後、新品種育成の活性化や新品種を地域特産物として活用する活動が期待される。

このように種苗に関する施策の重要性が高まっており、センターが専門機関としてその役割を十分に果たすべく、中期目標を定め、その達成に向けて重点的かつ効率的な業務運営に取り組むよう指示するものとする。

### 第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

### 第2 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等

栽培試験については、「新たな農林水産省知的財産戦略」（平成22年3月1日農林水産省公表）において、保護強化が重要とされている植物新品種について、国がその育成者に育成者権を付与するため、「種苗法」（平成10年法律第83号）に基づき実施するものであるが、同戦略の推進策として、品種登録の申請者が権利を取得し易くするために審査を迅速化することや、問題化している育成者権の侵害への対策を行う

ため、民間等への栽培試験の委託も活用しつつ、業務の強化を図り、重点的に実施するものとする。

(1) 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等

ア 品種登録審査の国際標準化・迅速化に資するため、栽培試験業務に係る国際機関であるUPOV（植物新品種保護国際同盟）が開催する会議に職員を派遣するとともに、海外の栽培試験実施機関との栽培試験方法や評価手法についての調和を図り、我が国と海外との栽培試験結果の相互使用を推進する。

イ 栽培試験結果の報告期限の短縮を図り、栽培試験終了後、平均して80日以内に農林水産省に報告する。

ウ 栽培試験の実施に当たって、農場の選択及び対照品種の選定等を的確かつ迅速に行うことにより、一層の合理化を図る。

エ 一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、その拡大を図るため、公募案件数の拡大に努める。

オ 栽培試験の結果について、電子媒体での検定・報告を推進し、審査等に係るコストについて一層の効率化を図る。

(2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進

ア 登録品種の育成者権侵害等に対して、品種保護対策役の柔軟な配置等による効率的な運営体制の下で、機動的な全国対応を行う。

イ 品種保護Gメンの海外への派遣については、制度未整備国における啓発に十分効果が見込まれる対象に限定するとともに、十分効果が発揮できる方法により行う。

2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等

農作物の種苗の検査は、種苗法に基づき流通段階の種苗の表示や品質の検査を実施するものであるが、種苗に農薬を使用する場合の表示義務の強化に対応するとともに、国際的な種子流通の活性化に伴う種子伝染性病害の拡大を防止するため、業務の重点化を図りつつ、その監視を強化する。

(1) 種苗検査の集約化

本所、北海道中央農場及び西日本農場の3か所で実施している種苗検査業務のうち、実験室における品質検査（発芽検査、純潔種子検査及び病害検査）を全て本所へ集約化し、北海道中央農場及び西日本農場については、配置人員の適正化を図る。

(2) 検査手数料の見直し

種苗業者等からの依頼に基づく種苗検査については、管理費も含めて検査コストに見合った料金を徴収するように手数料を見直す。

3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等

ばれいしょ及びさとうきびは、畑作振興上の重要な基幹作物である一方、増殖率が低く、病害虫に極めて弱いため、種苗生産については、原原種（センター）、原種（道県）及び採種（農協）の3段階増殖体系を基本とする。

原原種については、センターが道県の需要量に即した健全無病な種苗を確実に生産し、配布するものとする。

(1) 原原種生産の効率化

ア 「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に即し、道県の需要に対応した健全無病な種苗の供給を前提に、品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減を図り、効率的な原原種の生産を行う。

イ ばれいしょ原原種について、民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の定着状況等を踏まえつつ、民間等への部分的な移行を引き続き行う。

(2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加

ア ばれいしょ原原種について、関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなく、その配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。

イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販売量の増加について、引き続き関係機関と協議し、自己収入の拡大を図る。

4 1～3の業務に係る技術に関する調査及び研究

(1) 調査研究成果目標の明確化

調査研究業務は、業務の改善のために、技術の改良や試験研究機関で開発された成果の導入・実用化を行うことを主眼としていることから、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」において、期待される業務の改善に係る具体的な成果目標を明らかにするものとする。

(2) 調査研究課題の重点化

調査研究の対象について、候補から選択を要する案件については、センターが設置している調査研究評価委員会(外部有識者で構成)により、事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努める。

(3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用

調査研究を進めるに当たっては、試験研究機関等と情報交換・共同研究を行うなど密接な連携を図るとともに、外部資金の積極的な活用を図る。

(4) 知的財産権の管理

特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえ、登録・保有コストを勘案しつつ、特許収入の確保等について検討する。

5 業務運営一般の効率化

(1) 効率化目標の設定

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。

なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

#### (2) 人件費の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

なお、一般職員等については、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映する等といった、新たな評価制度の円滑な運用を図る。

#### (3) 契約の点検・見直し

ア 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。

イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗をでん粉原料用として販売する際には、一般競争入札を導入するなど、契約方法を見直す。

#### (4) 保有資産の見直し等

毎年度、土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。

#### (5) 内部統制の充実・強化等

ア 適切な業務の遂行の支障となる問題を解決するため、リスク管理委員会を設置し、円滑な運営を図る。

イ 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等

##### (1) 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等

ア 栽培試験については、全出願品種を対象とすることを原則としつつ、効率的に実施するものとし、出願動向を踏まえ、栽培試験実施体制の強化を図る（中期目標終了年度の実施点数は、前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の70%以上）。

- イ 栽培試験対象植物の種類を拡大（中期目標期間中に50種類）するとともに、植物の種類別の栽培・特性調査マニュアル（中期目標期間中に50種類）及び必要に応じた特殊検定マニュアルの作成等により栽培試験品質の確保・向上を図る。
  - ウ 栽培試験のリファレンスコレクションとして既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に供試できる保存体制を整備し、中期目標期間中に新たに1,500点を拡大する。
  - エ 新規植物の種類別審査基準案の作成件数の拡大（中期目標期間中60種類程度）を図る。
  - オ 出願者から送付された出願品種の種子及び種菌の確実な保存を図る。
  - カ 先進的な技術・知識等の導入に努めるとともに、栽培試験担当者の業務運営能力の向上を図る。
  - キ 栽培試験により得られた情報及び知見を農林水産省に提供する。
- (2) 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携
- ア 育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集及び分析を行い、育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者（以下「育成者権者等」という。）に対して情報の提供を行う。
  - イ 植物に関する知的財産権制度が未整備の国に関する情報については、関係行政機関で共有するとともに、特に水際対策を実施する税関に対し、定期的に情報提供を行うなど、積極的な協力体制を構築する。
  - ウ 育成者権者等から育成者権の侵害及び活用に関する相談を受けて、対抗措置及び活用方法に関する助言を行うとともに、6次産業化の促進に向け、地域資源を活かした新たな産業の創出等を支援するため、品種の保護活用に関するアドバイスを行う。
  - エ 育成者権の侵害事実の判定
    - (ア) 育成者による権利行使を支援するため、育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種の類似性に関する試験を実施するとともに、調査研究成果等を踏まえ、DNA分析による品種類似性試験の対象植物の拡大を図る。
    - (イ) 育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権の侵害の事実を証明・立証するための種苗、物品等を保管する。
    - (ウ) 「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」（平成18年農林水産省令第4号）に基づき、農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の嘱託があった場合には、迅速かつ的確にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。
    - (エ) DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するため、登録品種等のDNA情報のデータベース化を行う。
- (3) 「東アジア植物品種保護フォーラム」の推進に向けた支援

東アジア諸国における品種保護制度の整備に向け、日本のイニシアティブにより、ASEAN+日中韓の13カ国により設立された「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動強化を支援するため、参加国等に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成に向け、積極的な協力を行う。

## 2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等

### （1）国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実

ア 指定種苗の表示検査（15,000点程度／年度）及び集取（3,000点程度／年度）を計画的かつ的確に実施する。

イ 「指定種苗の生産等に関する基準」（平成20年7月3日農林水産省告示第1713号）による検査において、国際的な種子流通の活性化に対応して、病害検査の実施点数を増加させる。

ウ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。

エ 先進的な技術・知識等の導入に努めるとともに、種苗検査担当者の業務運営能力の向上を図る。

オ 種苗検査により得られた情報及び知見を農林水産省に提供する。

### （2）国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施

ア 検査依頼のあった日から、原則として50日以内に検査結果の報告を行う。

イ 依頼者の意向を把握し、業務の質の向上を図るとともに、検査結果についてクレームがあった場合には、適切に処理する。

ウ 国際的な種子流通の活性化、種苗業者におけるリスク管理の必要性の高まり等に対応するため、依頼検査における検査項目の拡大を図る。

エ EC（現EU）との協議に基づくEU向け輸出野菜種子の検査及びOECD品種証明制度に基づくてんさい種子の検査を着実に実施する。

オ 種苗検査等の業務に関係する国際機関であるISTA（国際種子検査協会）等が開催する会議に職員を派遣し、国際規格の策定に参画する。

## 3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等

### （1）需要に即した原原種の安定供給

ア 「食料・農業・農村基本計画」に即し、道県の需要量に対応した原原種の供給量を安定的に確保（需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画の作成）する。その方策として、同一品種を複数農場で栽培すること等により、台風や冷害等の気象変動や病虫害の発生等のリスク分散を行う。

イ 新たな病害の発生等に対応し、原原種の無病性（病害罹病率0.1%未満）と品質（ばれいしょ萌芽率90%以上、さとうきび発芽率80%以上）を確保する。

ウ ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養変異のチェックを強化し、品種の純粋性の維持を図る。

エ 「食料・農業・農村基本計画」の生産数量目標の「克服すべき課題」として掲げられている、生食、加工食品用、でん粉原料等の用途に応じた原料ばれいしょの安定供給体制の構築や、加工食品用途（フライドポテト等）への供給拡大に対応するため、第2期中期計画で導入した急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系の拡大による新品種等の原原種の供給期間の短縮を図る。

オ 原原種の配布申請時から配布開始までを次の期間内に行う。

(ア) ばれいしょ：1.5か月

(イ) さとうきび：2か月

カ 原原種の配布先である道県の意向を把握し、業務の質の向上を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に処理する。その際、顧客満足度を5段階評価で数値化し、4以上を目標とする。

キ 「食料・農業・農村基本計画」に即し、不測時においてばれいしょへの転換等により食糧の増産が図られるよう、種苗の緊急増殖等のための支援体制を確保する。

ク ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、技術の提供及び健全無病種苗の配布を行うとともに、試験研究機関等と連携し、母本の早期無毒化等により、新品種の開発・普及を支援する。

ケ 実需者のニーズに対応し、小粒種いもを供給するとともに、大型コンテナ等による省力的な配布を行う。

コ 先進的な技術・知識等の導入に努めるとともに、原原種の生産担当者の業務運営能力の向上を図る。

サ 原原種の生産及び配布により得られた情報及び知見を農林水産省に提供する。

#### (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産

ア 「農林水産省防災業務計画」に基づく災害対策用種子として、作付面積の多い品種を主体に、そばの生産及び予備貯蔵（予備貯蔵量15トン／年度（過去10年間の最大需要量））を行う。

イ 公的機関等からの要請に応じて、早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等を生産し、配布する。

### 4 1～3の業務に係る技術に関する調査及び研究

#### (1) 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発

ア 育成者権の保護強化を図り、海外での権利侵害の事実の確認や適切かつ迅速な水際取締りを可能とするため、DNA分析による品種類似性試験の対象植物の拡大のための技術開発を行うとともに、実用化段階にあるDNA品種識別技術のセンター内での妥当性確認を行う。

イ 農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化を行う。

#### (2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立

種子伝染性病害に対するニーズを踏まえ、重要な種子伝染性病害の検査法を確立する。

#### (3) コスト低減と品質の向上のための原原種生産技術の開発

ア 種苗生産のコスト低減に係る技術を開発する。

イ 最近国内で発生が確認された重要病害の検定手法を実用化するとともに、既存の病害検定手法の高度化を図る。

(4) 調査研究能力の向上

先進的な技術・知識等の導入に努めるとともに、調査研究実施者の調査研究能力の向上を図る。

5 種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導

(1) 栽培試験に係る情報の収集及び整理を行い、品種登録出願者への情報提供の充実を図る。

(2) 農山漁村の6次産業化を推進する観点から、センターが保有するリファレンスコレクション等について、必要な情報の提供を行う。

(3) 種苗業者に対し、技術講習会の開催等により、技術指導を行う。

(4) ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供を行う。

(5) 調査研究成果について、専門誌、ホームページ等での情報提供を行う。

(6) 外国からの専門家派遣要請に基づき、職員を当該国へ派遣し、技術指導を行う。また、海外研修員の受入れ及び研修を実施する。

6 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖

(1) ジーンバンク事業の的確な実施

独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、栄養体植物遺伝資源の保存等を担当するサブバンクとして、植物遺伝資源の保存、再増殖及び特性評価を行う。

(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組

生物多様性条約第10回締約国会議において議決された名古屋議定書は、遺伝資源の利用により生じる利益の公正かつ衡平な配分や持続可能な利用を実現することを目的としており、今後、議定書の内容の円滑な推進に向け、センターが有する遺伝資源植物の保存・増殖技術や、品種特性分析手法について、その活用を図ることとし、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職員を派遣する。

第4 財務内容の改善に関する事項

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。